

## 会議記録

会議名称	令和2年度第5回 杉並区外部評価委員会
日時	令和2年11月30日(月) 午後2時59分～午後5時02分
場所	東棟4階 庁議室
出席者	<p>委員 岩下、奥、高山、田淵、山本</p> <p>区側 総務部長、企画課長、行政管理担当課長、経理課長、 企画調整担当係長、契約担当係長 ○案件1 営繕係長、営繕係主査 ○案件2 及び案件3 機械設備係長 ○案件4 地域安全担当係長 ○案件5 保健給食係長、保健給食係 ○案件6 障害者生活支援課管理係長 ○案件7 学校ICT担当係長 ○案件8 杉並清掃事務所管理係長</p>
配布資料	<p>資料1 入札・契約制度の改革 資料2 年度別入札・契約制度の変遷 資料3 落札率の推移 資料4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧 資料5 業種別競争入札登録事業者数 資料6 過去3年間指名停止業者一覧 資料7 令和元年度 不調案件処理経過 資料8 入札・契約制度における臨時的措置について 資料9 令和元年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針 資料10 工事審議案件 資料11 工事審議案件資料 資料12 委託審議案件・物品審議案件 資料13 委託審議案件資料・物品審議案件資料</p> <p>参考資料 参考1 杉並区公契約条例 参考2 杉並区公契約条例施行規則 参考3 事業者向けリーフレット 参考4 区内事業者の受注機会の確保に向けた入札・契約制度の再構築について</p>

会議次第	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 議題<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 報告<ul style="list-style-type: none"><li>・ 杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革</li><li>・ 杉並区契約条例について</li></ul></li><li>(2) 令和元年度入札及び契約に関する外部評価について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事契約 審議案件</li><li>・ 委託・賃貸借契約 審議案件</li><li>・ 物品の購入契約 審議案件</li></ul></li></ol></li><li>3 その他<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第6回外部評価委員会</li></ul></li><li>4 閉会</li></ol>
------	---

( 会議開始前に行政管理担当課長において、映像と音声により全委員の本人確認を行うとともに、委員・事務局間で映像と音声が行きわたることを確認 )

○行政管理担当課長 それでは、令和2年度第5回外部評価委員会を始めます。

本日は入札監視委員会になります。本日、政策経営部長、それから情報・行革担当部長、財政課長、総務課長、人事課長は所用により欠席しております。

本日も、○会長、○先生、○先生、○先生、○先生5人全員がオンラインでのご参加になります。

会議の最中に聞き取りづらいことなどがありましたら、どうぞご遠慮なくお申出いただければと思います。また、仮に途中で通信が切れて、うまく接続できないようなことがございましたら、事前にお知らせしている事務局の携帯電話にすぐご連絡いただければと思います。

それでは、以下、○会長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

○○会長 それでは、ただいまから、第5回目の杉並区の外部評価委員会を開きたいと思っております。

この委員会は、今回は、外部評価ということになっておりますが、入札監視業務の一環として特別に行うということでもあります。そういったことで、この委員会も公開ということになっているかと思っております。ただ、本日の議事の内容の一部は、非公表資料等が含まれておりますから、その場合におきましては事務局からお答えできない情報も含まれているということで、少し変則的な議事になる場合もございますから、よろしくお願いいたしますと思っております。

今日は、ご多忙中のところ、総務部長もご臨席いただいておりますので、総務部長からご挨拶を賜ればと思います。

○総務部長 皆さん、こんにちは。総務部長の白垣です。日頃から、外部評価委員会の皆様には大変お世話になっております。ありがとうございます。

本日は、今、会長からございましたように、入札監視委員会としての開催ということでございますので、所管部長として、冒頭私のほうから一言、ご挨拶をさせていただきます。

この後、議事の中で、事務局からも資料に基づいて説明をさせていただきますが、区ではこの間、入札・契約における透明性の確保、また公正な競争の促進、さらには適正な履行の確保等のために、様々な形で入札・契約制度の改革を行ってまいりましたが、本年の

取組といたしましては、何といたしても3月に公契約条例を制定したということが挙げられると思います。8月に条例を施行いたしまして、現在、条例に基づいて設置をいたしました公契約審議会において、区が定めた特定公契約に対して、来年度から適用する労働報酬下限額について区への答申に向けた審議を進めていただいているところでございます。

本区の公契約条例につきましては、特別区、23区の中では7番目となりますが、先行する他区の条例の内容を見てみますと、中には理念条例にとどまっているものも見受けられる中で、本区の条例については、理念の定めにとどまらず、実効性を担保した内容になっているものと、この点は自負しているところでございます。

区といたしましては、この条例の運用によって適正な労務単価の下で、公共工事等の品質を確保し、地域経済の活性化を図るとともに、引き続き当外部評価委員会による入札監視を通して、公契約の手續の透明性、また公正性の確保を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、委員の皆様におかれましては、第三者機関として様々な角度から区の入札、また今日議題となっている契約に対して、忌憚のないところでご意見、ご指摘を頂戴できればと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、最初に経理課長のほうから、資料の説明をお願いいたします。

総務部長さんは、もし所用がございましたらご退席いただいて結構でございます。

〇行政管理担当課長 総務部長はこの後、所用がございまして、これで退席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

( 総務部長、所用により退席 )

〇〇会長 それでは、経理課長のほうから。

〇経理課長 分かりました。改めまして、経理課長の高林でございます。本日は、よろしくをお願いいたします。

まず、説明に入る前に、改めて配付資料の確認をしたいと思います。

まず、入札・契約制度の改革ということで、ホチキスでとめてある資料、これは資料1から資料9までになりますが、こちらをお手元にお持ちいただいているでしょうか。

〇〇会長 大丈夫だと思います。

〇経理課長 続いて、資料10から資料13、こちらは、今日、入札監視で皆さんにご審議い

ただくために用意している資料でございます。

また、参考資料は、事前に送付いたしました。先日、追加で参考4を送付いたしました。これは、冒頭の総務部長挨拶にもございました、入札・契約制度の再構築となります。こちら、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず報告の内容に入る前に、私ども経理課の契約担当をしている職員を紹介させていただきたいと思っております。

まず初めに、岡田係長。

○契約担当係長 契約統括担当係長の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 続きまして、岡係長。

○契約担当係長 契約担当係長の岡と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 それから、最後になりますけれども、浦山係長。

○契約担当係長 同じく契約担当係長の浦山と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 皆さんには、広角カメラですので、顔等々が分かりづらくて大変ご迷惑かけて申し訳ございません。本日は、例年どおり、所管課の説明員も後ほど登壇することになると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、説明に入ってよろしいでしょうか。

○○会長 よろしく申し上げます。

○経理課長 それでは、まず入札・契約制度の概要ということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては、ページでいうと1ページ。こちらをご覧ください。

説明ですけれども、昨年度との変更点を中心に行わせていただきます。

まず、区の入札・契約制度の基本的な考え方についてですけれども、(1)に丸を三つつけておりますが、この記載の内容のとおりでございます。また、(2)に令和元年度とそれから、令和2年度の方針について記載をさせていただきました。主に、一つ目の丸印の中には、令和元年度の方針の概要として記載をさせていただいております。なお、二つ目の丸印につきましては、記載内容が分かりづらい内容になってございますので、改めて、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

これは、区がこれまで平成20年度から緊急経済対策を行ってからの、その後も継続して行っている入札・契約制度の臨時的措置を、令和2年度、今年度の臨時的措置をもって終了すること。そして、区内事業者の受注機会の確保に向けて、令和3年度からは入札・契約

制度として再構築するということを令和2年度に検討を進めてきたということでございます。この内容につきましては、先日メールで送付させていただきました参考の資料4に記載ございます。大変恐れ入りますけれども、参考資料4をお手元にご用意いただいでよろしいでしょうか。

この内容をかいつまんでご説明しますと、平成20年度以降物価賃金等は毎年度、上昇している中、臨時的措置により区内事業者の受注機会、これを区は確保してまいりました。

一方、他区におきましては、地元事業者を優先する基準を設けまして、原則指名競争を実施しているという実態がございます。杉並区におきましては、来年度から公契約条例の運用を開始するということを踏まえまして、この入札・契約制度を再構築するということにしたところでございます。

一枚めくっていただきますと、裏面に、別紙として表形式のものがございますけれども、こちらをご覧ください。

この表ですけど、現行制度と書いてある内容につきましては、競争入札実施要綱のこととございまして、これがいわゆる本則の内容でございます。それから、臨時的措置と書いてある内容につきましては、これは令和2年度において行っている競争入札の臨時的措置の内容でございます。そして、再構築案と書いてある内容につきましては、今回、実施要綱を見直して、令和3年度から適用する内容ということでご覧いただきたいと思っております。

まず、(1)ですけれども、区内事業者を限定する発注枠につきましては、この間の物価賃金等の上昇を踏まえまして、令和3年度にさらに拡大をし、区内事業者の受注の確保、機会の確保をますます図っていく考えでございます。

それから、その下の(2)になりますけれども、ダンピング対策及び不調案件の防止策につきましては、これまで行ってきた有効性を確認できましたので、加えて今後の不調等、あるいは不正な行為の防止を図っていくために、これまでの臨時的措置と同枠の内容を対象とするよう、令和3年度から改正をしていく考えでございます。

最後に(3)の工事における適正な品質及び履行の確保についてでございますけれども、一つ目の施工能力等審査型総合評価方式、こちらにつきましては、これまでの実績を検証いたしまして、臨時的措置と同枠の案件から選定をすることといたしまして、加えて、品確法等にもございますけれども、この総合評価の対象を地域貢献等ということで、区内事業者等の地域貢献活動を評価するということについては、その法律にも鑑みまして来年度以降、少し評価対象を拡大して、配点を高めていこうという考えでございます。

簡単でございますけれども、入札・契約制度の再構築ということで、こういった考え方を令和2年度に検討してきたところです。

続きまして、参考資料の1をご覧いただきたいと思います。少し前に戻っていただいでよろしいでしょうか。

この内容につきましては、昨年度のこの委員会におきまして、公契約条例の制定目的と経緯についてご報告をさせていただいております。本日は、その後の経過を報告させていただきたいと思います。

杉並区の公契約条例につきましては、総務部長からも話がございましたが、本年3月16日に制定をいたしまして、8月1日から施行をしてございます。なお、委託契約と指定管理者協定の対象につきましては、施行規則を制定して、その対象の内容を規定しているところでございます。その条例の写しが参考の1、それから2、3枚めくっていただきますと、参考の2という資料をつけてございますけれども、こちらが施行規則の写しでございます。もう2枚めくっていただきますと参考3というのがございますので、こちらをご覧ください。

これは、事業者へ制度を周知するために作成をしたリーフレットでございます。このリーフレットにつきましては、既に事業者へ配付をしてございまして、あと8月に事業者を集めまして、説明会を開催して周知をしたところでございます。委員の皆様には、このリーフレットを見ていただきながら、公契約条例の内容についてポイントを説明していきたいと思います。

まず、ポイントの1ですけれども、こちらをご覧ください。公契約条例の対象案件につきましては、工事又は製造の請負の場合については記載のとおり、予定価格が5,000万円以上のもの。それから、それ以外の請負もしくは業務委託の場合につきましては、条例では予定価格が1,000万円以上のものという規定がございまして、この対象とする内容につきましては、この四角で囲んである①から⑦の業務を施行規則で今回定めまして、この7業務を含む契約を公契約条例の対象としたところでございます。

それから、その囲みの下に、公の施設の指定管理者との協定の場合でございますけれども、指定管理者につきましては、全て協定内容について公契約条例の対象としたところでございます。

それから、ポイントの2をご覧ください。こちらは、労働報酬下限額について周知した内容でございまして、来年3月に告示をする予定でございます。な

お、労働報酬下限額につきましては、現在公契約審議会において審議をしているところでございます。10月28日に開いた第2回におきましては、委託と指定管理の単価、1時間当たりの単価は1,083円が妥当という案をたたき台としているところでございます。なお、12月に入りまして、第3回を開きまして、そこで最終的に労働報酬下限額を決定して、区へ答申をしていただく予定でございます。

それでは、ポイントの3をご覧ください。こちらは、適用を受けた場合の受注者についてのポイントでございます。労働報酬下限額以上の賃金の支払い状況につきましては、年2回区へ報告することとなります。区は報告のあった書類を閲覧できるよう公表をしていく考えでございます。

その他のポイントにつきましては、お手元の資料の裏面に記載をしておりますので、そちらは後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

以上、公契約条例案についての説明は以上でございます。

それでは、資料の1のほうにお戻りいただいでよろしいでしょうか。資料の1、分厚くなっていますけれども、2ページからの説明になります。ページから14ページまでの内容は、入札契約制度改革のこれまでの経過、また区の契約方式について記載をしております。この点につきまして大きな変更はございませんでした。

それから、次15ページから18ページ、こちらにつきましては、入札結果一覧におきまして、過去3年間の実績を記載しているものでございます。それぞれの契約種別に分けて落札率などを掲載しておりましたが、例年と同様な傾向となっているところがございます。

次に、19ページから21ページにつきましては、平成13年度以降の契約制度の変遷を記載しているものでございます。また、22ページから25ページまでの資料につきましては、落札率の推移のグラフ、それから26ページにつきましては、入札に参加した事業者数の平均、さらには、27ページから30ページまでにつきましては、業種別の登録事業者数となっております。こちらにつきましても、後ほど審議の中でご確認をいただけたらと存じます。

それから、31ページ、こちらにつきましては、過去3年間に区が行った指名停止措置の状況でございます。ちなみに令和元年度につきましては、東京都水道局発注案件に関わります不当な取引制限と官製談合による事案、アスファルト合材などの販売業者の不当な取引制限で、いずれも独占禁止法に基づく排除措置命令等がなされた事案について指名停止を行ったところがございます。



なお、令和元年度につきましては、区内事業者に関わる事案はございませんでした。

それから、32ページをお開きいただきまして、こちらは令和元年度不調案件処理経過でございます。こちらの傾向といたしましては、全者辞退による不調が大変多く発生をしております。こちらの傾向といたしましては、全者辞退による不調が大変多く発生をしております。例えば、工事におきましては17件、委託においては11件ございました。こうした不調後の杉並区の対応でございますが、一般競争入札におきましては、直近の最新単価を適用して再計算を行い、また条件を分割したり、あるいは仕様内容見直しなどを行いまして、再度、入札、公告を実施したところでございます。

それから、指名競争入札につきましては、指名業者の見直しをしたり、また仕様の見直しなどを行いまして、再度指名競争入札の実施を行いました。

このように、区は安易に随意契約に切り替えるということを行ってございません。可能な限り、競争入札に付するよう努めているところでございます。なお、工事におきましては、道路舗装工事等で複数の不調が発生しております。これは、人手不足が多い中、都区における発注増加が要因になっているのではないかというふうに、区としては考えているところでございます。また、今般の新型コロナウイルス禍におきましては、製品の調達等が非常に困難になっているような状況から不調となった案件が、現在におきまして24件中1件あるところでございます。

委託につきましては、給食調理業務と電気設備保守委託業務がいずれも人手不足により不調となったというふうに考えてございます。

それでは、次に38ページ、こちらをご覧ください。こちらは令和元年度入札契約制度における臨時的措置でございまして、冒頭に令和3年度以降の契約入札制度の再構築を図る検討をしてきたとご説明したところでございますが、今回の入札監視の対象におきましては、今お手元の38ページの内容の臨時的措置を行っていたところでございます。

それから、40ページをご覧ください。こちらは、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進についてでございます。当該年度におきましても、前年度の調達実績を上回ることを目標にして取り組んでまいりました。具体的には、区立保育園での給食用のパンの購入など、新たに実施したことによりまして前年度に比べて132.1%の実績となっております。

大変長くなりましたけれども、事務局からの報告事項については以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告につきまして、ご質問なり、ご意見がございましたら、どなたか

らでもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

後の議論にも出てくるんですが、公契約条例の実質的な適用は来年度からですよ。ですから、今回の議題には直接は関係ないということによろしいでしょうか。

○経理課長 今、会長がおっしゃっていただいたとおり、令和3年度4月以降に契約する案件からということでご理解いただきたいと思います。

○○会長 よろしいでしょうか。

議題が8件ございますものですから、1件当たり11分ぐらいでやっても大体、1時間半ぐらいかかりますので。

それでは、2番目の議題のほうに移りたいと思います。令和元年度の入札及び契約に関する外部評価についてということで、もう既に資料は届いていると思いますが、経理課長さんのほうから資料のご説明を、まず、お願いしたいと思いますが、これどうしますかね。8件、個別に担当係長がされるんでしょうか。それとも、切ってやりますか。工事、委託・賃貸借、物品という三つのグループに。

○経理課長 そうですね。例年のとおり。

○○会長 分けてやったほうがいいですね。

○経理課長 そうですね。分けたほうがいいと思います。

○○会長 じゃあ、まず工事までの説明を、お願いしていきましょか。

○経理課長 分かりました。

○○会長 資料10、資料11ですかね。

○経理課長 それでは、工事についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1件目、旧阿佐谷北保育園及び併設1施設解体工事でございますけども、こちら入札方式は一般競争入札で、工事業者は単体で発注をしております。

日程につきましては、令和元年9月25日に公告をいたしまして、10月16日に開札を行いました。

予定価格は、4,178万5,000円、税抜価格でございます。税込については資料のほうで参照ください。

入札に参加したのは、区内業者1者、区外業者1者ございまして、1者につきましては、辞退しております。

落札率は100%でございました。

詳しい資料につきましては、入札の見積経過書がございますので、資料11-1から11-3を

ご覧ください。

概要ですけれども、この工事ですが、増加する保育需要への対応を図るため、民間の保育園建設用地として整備するための解体工事でした。

旧阿佐谷北保育園につきましては、平成30年10月に別敷地に移転をいたしまして、併設するゆうゆう阿佐谷北館は、令和元年12月まで営業してございました。そのため、発注公告文の工事概要に記載してございますが、備考として、工事施工における制限事項を3点記載させていただいたところでございます。本工事完了後、民設民営の保育園が工事を行っております。これは、令和2年6月から工事を行っているものでございまして、現在も工事中です。

予定価格が5,000万円を超えていないため、発注公告時に予定価格は公表してございました。入札参加資格につきましては、お手元の資料の11-2発注公告文記載のとおりでございます。区内業者は格付200番以内、区外業者は格付で30番以内で同程度の契約実績を有するものというのが資格条件でございました。

これ、どうしますか。残り2件も続けてやりますか。

〇〇会長 お願いいたします。

〇経理課長 それでは、二つ目の、これは指名競争入札ですね。今川児童館男子便所改修工事の説明をいたします。

入札の方式につきましては、指名競争入札です。

日程につきましては、令和元年12月11日に指名を行いまして、12月20日に開札を行いました。

予定価格につきましては、389万円です。これも税抜価格です。

入札は区内事業者を8者、指名を行いましたけれども、このうち6者は辞退、1者につきましては、不参でございました。

落札率は100%でございます。

区内業者の内容ですけれども、杉並区の該当業種に登録のある区内業者でございまして、指名の考え方といたしましては、この間の受注の状況、官公庁工事の実績、こういったものを見まして指名をしたところでございます。

入札見積経過調書につきましては、資料の11-4をご覧ください。

工事の概要について説明をいたします。洋式便器増設に伴う男子便所改修工事でございます。令和元年度の指名競争入札の給排水衛生設備工事につきましては、1回目の指名で

全社辞退もしくは不参となつてございまして、今回ご提示しているのは再指名をした後の入札結果でございます。ちなみに、1回目でございますが、11月22日に指名を行いまして、12月3日に開札をしたところでございます。

それでは、3点目の工事案件に移行いたします。これは和田堀公園プール強制シャワーヘッド等取替工事でございます。

入札方式は、見積競争でございます。

日程は、令和元年5月14日に指名を行いまして、5月23日に見積競争を行いました。

予定価格につきましては非公表で行ってございます。

見積競争をした業者ですけど、区内業者を6者選定いたしました。その結果、5者は辞退、予定価格超過による原価交渉を行い、決定したところでございます。

区内業者の指名の考え方でございますけれども、受注の状況もしくは官公庁工事の実績のあるものとして、6者を指名いたしました。資料につきましては、入札見積経過調書の資料11-5をご覧ください。

それでは、工事の概要についてご説明をいたします。経年劣化による男子女子更衣室、男子女子便所、スロープの計5箇所の強制シャワーヘッド40個を交換いたしました。これに加えまして、電磁弁と温度センサーの交換、さらには壁の欠損部の補修を行う工事で行ってございました。

入札経過書の備考欄に記載をしておりますけれども、最低価格で見積を提出したものと最終的には減価交渉により随意契約を締結したところでございます。

以上、工事が3件です。

〇〇会長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、この8議案の抽出は、委員の方からご意見をいただいたもので、なるべく多くの委員の方が選定されたものを基本的に優先して、8件を選定させていただきました。

それでは、工事の案件3件あるんですが、まず最初に、一般競争入札の最初の旧阿佐谷北保育園及び併設1施設解体工事につきまして、ご質問なり、ご意見を頂戴したいと思います。これもいろいろ、若干ややこしい案件だと思いますが、どなたからでも、画面上で手を挙げていただいてもいいです。

じゃあ、〇委員、お願いいたします。

〇〇委員 この3件ともなんですけれども、辞退の理由をしっかりと把握されているのか。

把握されているのであれば、その理由をお知らせいただけますか。

○契約担当係長 私のほうからお答えさせていただきます。こちらは、1者辞退の理由でございしますが、繁忙期のため、監督員の配置が困難とのこととございました。

以上です。

○○会長 ほかの2件もございますね。

○契約担当係長 失礼しました。ほかの2件ですね。今のは解体工事でございます。それでは、便所改修工事のほうでございますが、こちらは、主に積算したところ予定価格を超過してしまったですとか、人員の確保が困難ということとございました。また、和田堀公園のプール強制シャワーヘッド等取替工事でございますが、こちらは現場代理人が他の工事に携わっており配置が困難、また、部材の仕入が不可能なためということとございました。

以上でございます。

○○会長 了解しましたが、これは電子入札だったと思うので一応、辞退という札を入れているということで、理解してよろしいですか。

○契約担当係長 そのとおりです。

○○会長 ほかが質問ありますか。最初にまず順番に、今の旧阿佐谷北保育園の関連の解体工事からお願いしたいと思いますが。

これは、ただ、残念なことに区外業者ですよね。だから、参加の申し込みがなかったということですからいいとは思いますが。これの予定価格の立て方は、まずどうやってされたんですか。これは、事前公表されているから100%というのも分からないわけではないですけど、一応、ご説明いただけますか。

○営繕係主査 営繕課で主査をしています安藤と申します。よろしくお願いたします。

工事の積算につきましては、まず設計の委託を設計事務所に出していただいて、その積算結果で設計委託期間中に解体工事業者3者以上に見積りを取りまして、その見積りを取った価格を参考として価格を決定しています。主に総額につきましては、区内のこれまでの類似施設、類似規模の実績を基におおむねの予定価格を決めてございます。

○○会長 そうすると、一番問題になるのは、見積りの3者なり2者なりの中に、前田産業東京支店が含まれていたかどうかということだと思いますが、それはいかがでしょうか。

○営繕係主査 含まれておりました。

○○会長 その中で、最低の価格だったんでしょうか。

○営繕係主査 確認させていただきます。

資料が、今手元にございませんで、お時間をいただきたいと思います。

○○会長 じゃあ、その間に別のご質問をいただきたいと思います。

ほかの委員の方どうでしょうか。

もう一点気になるのは、入札回数が最初から、再度入札は行わないということは、何か非常にイレギュラーな気がするんですが、何か事情があったんですかね。

○契約担当係長 こちら、区の規定で、基本的に5,000万円未満の予定価格を公表しているものにつきましては、再入札を行わないこととしております。

○○会長 必ずしもそうですかね。ほかのもそうですか。そういう気もしないでもないですけど、多分、委託か何かは違っていた、それは工事じゃないからという理屈ですかね。恐らくは。

○経理課長 委託についても、同様の考え方です。

○○会長 ほかの委員の方、どうでしょうか。

じゃあ、○委員。

○○委員 解体工事で、ほかに応札が1件だったという案件は、今年、その対象年度何件あったんでしょうか。

○経理課長 すみません、今ちょっと調べます。

○契約担当係長 解体工事で応札が1者だったものは、昨年度は3件、これを含めて3件でございます。

○○委員 前年はどうだったんですか。前年は分かりますか。その前の。

○契約担当係長 すみません。30年度、確認いたします。少々お待ちください。

30年度、応札1件のものはゼロです。

○○委員 昨年度、3件は全て大体、予定価格で落札されているんでしょうか。ほかの2件ですかね。

○契約担当係長 少々お待ちください。

○経理課長 落札率100%ということでよろしいですか。

○○委員 そういうことです。

○経理課長 ほかの2件は、今ちょっと調べます。

○契約担当係長 ほかの2件は、89.4%と99.8%でございます。

○○委員 分かりました。

〇〇会長 〇委員、何かございますか。

じゃあ、〇委員、お願いいたします。

〇〇委員 こちらは、総合評価になっておりますけれども。

〇契約担当係長 契約担当の岡田と申します。申し訳ございません。一覧表の星印の位置なんですけれども、これは区外業者ということで星印がついてございますので、総合評価ではございませんでした。大変申し訳ございません。資料10の総合評価のところの星印が、これは区外業者のほうの星印でございますので、総合評価でございました。大変申し訳ございません。

〇〇委員 分かりました。じゃあ、価格競争のみということですね。

〇契約担当係長 さようでございます。

〇経理課長 〇会長、先ほどの保留にしていた答えが出ましたので、いいですか。今。

〇〇会長 お願いします。

〇営繕係主査 営繕課の安藤と申します。

解体工事業者の3者見積りなんですけど、私の記憶違いでございまして、前田産業は3者の見積りの中には含まれてございませんでした。申し訳ありません。

〇〇会長 そうしますと、辞退したアーバン黒岡工業は入っていたんでしょうか。

〇営繕係主査 アーバン黒岡工業も入ってございません。

〇〇会長 そうすると、もし支障なければ、どこが、どこに、見積りをされたんでしょうか。そこが、大体普通は参加するのが通例だと思われませんが、見積りにもコストかかりますから、非常に不可解なんですけど、どうしてなんんでしょうか。

〇営繕係主査 3者見積りをいただきましたのは、1社が美禪という会社でございまして、もう1社がカシモトという会社になりまして、3者目が関東建設興業というところになってございます。

〇〇会長 その3者は、例えば、令和元年度とか、今年度に解体工事の受注はあったんでしょうか。

〇営繕係主査 美禪につきましては、昨年度、解体工事の実績がございまして。

〇〇会長 そうすると非常に不可解なんですけど、ただ予定価格は事前公表されているから、前田産業的な大手が、うちが取るといって暗黙に圧力をかければ自動的に取れるような状況とも考えられるんですけど、入札参加者業者というのは、もう少しあったんじゃないでしょうか。入札の説明会に来たとか、質問書を出したとかというのは、2者なんじゃないでしょうか。

○経理課長 今回、一般競争入札で公告を行いました参加資格の該当ですけれども、区内業者につきましては6者、区外業者につきましては、19者は参加できるというふうに区は見込んでございました。結果といたしましては、9月25日の公告後の参加申込みでは、この2者に限られまして、前田産業とアーバン黒岡工業、この2者が参加の手を挙げたというところがございます、ほかのところについては、いろんな考え方があって申し込んでいないと思います。

○○会長 これは、でも応札したのが2者ということであって、質問とか何か資料を取りに来たとかというのは、もっと多かったんじゃないでしょうか。

○契約担当係長 特に今回の応札業者以外に質問等は受け付けてはございません。

○○会長 ない。

そうすると、でも、その時点で、アーバンのほうは、もう仕事が入っているとかがあれば、もう事実上辞退だということは分かっていたんじゃないでしょうかね。区側にも。どうなんですか。

○経理課長 これは、実際、電子入札でやってございますので、私どもとしては開札結果が出たところで、初めて辞退理由を把握できるのでございます。アーバンさんは何かしら意図があって申し込みはしましたけれども、最終的な応札は辞退となったというふうに考えているところです。

○○会長 ただ、この期間は、入札の期間からそんなにないですよ。2週間。質問はなかったんですか。

○契約担当係長 一応、確認します。

○○会長 例えば、くいの除去とかと書いていますけど、くいを完全に除去しようと思ったら、かなり解体工事かかると思うんですよ。その深さとか、かなり微妙な問題があるので、ある意味ではリスクがあるとも思われるので、当然、くいが何メートルぐらいのところにあるのか、ないのかなどというのは、かなり微妙な話なので、当然質問があつてしかるべきだと私は思いますけどね。

○経理課長 すみません、質問の経過について、今ご説明いたします。

○契約担当係長 質問につきましては、前田産業から3問ほど受け付けてございます。

○○会長 内容についてお願いします。

○契約担当係長 内容につきましては、今回、振動や騒音について配慮を行うよう求めているところですが、解体工法についての変更が可能かどうかというご質問ですとか、



それから基礎部解体のコア抜きについてのご質問、それから廃棄物の搬出に関するご質問、以上3点でございます。

〇〇会長 くいの除去はないんですか。くいの除去が入っていますよね。工事内容に。

〇契約担当係長 そうですね。ないですね。

〇〇会長 非常にこれは厄介だと思うんですが、本当にくいがあるとすれば。

〇営繕係主査 営繕課の安藤と申します。発注図面の中に、くいの径であったり、くいの本数だったりを記載してございますので、くいの情報がある上で応札できた状況になっております。

〇〇会長 それは、でも確認しないと分からないんじゃないですか。くいを完全に撤去する仕様かによっても違いますよね。かなり工事費は。解体方法も。だから、普通はそれでは落札しないと思うんですけどね。

〇契約担当係長 今回の入札というか、工事の入札につきましては、数量表を配付してございまして、その数量表に基づく積算によりまして、くいの本数等を算出しまして入札を行っておりますので、もしそれが現場と違えば、その数量が変わりますので、契約変更の対象となります。でございますので、応札者としましては、この仕様に基づいて応札をしたものと考えてございます。

〇〇会長 実際、あったんですかね。そういう状態はどういうふうになったんですかね。

〇契約担当係長 契約変更はしてございませんので、変更はなかったものでございます。

〇〇会長 それは、きちんと撤去したかどうかを確認できないんじゃないですか。逆に。

〇営繕係主査 工事におきましては、工事の監督員が現場を確認するとともに、工事で施行写真を出していただきますので、その中で抜いたくいの数と長さを確認してございます。

〇〇会長 それは当然知っていて質問しているんですけども、いいです。ほかの案件もありますので。

ほかの、今川児童館男子便所改修工事に移りたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 先ほどのご説明で、これは再指名ということなんですけれども、1回目の指名は11月22日ですか。12月3日に入札があつて、それで不調に終わったということですけども、これは、1回目は同じ業者を指名している。指名の状況は、どうなんですか。

〇経理課長 1回目の指名で不調になりましたので、2回目は、指名業者を全部入替えをし

て、今回の入札経過に至ってございます。

〇〇委員 よろしいですか。

〇〇会長 どうぞ。お二人挙がりました。

〇〇委員 〇委員、どうぞ。

〇〇会長 〇委員、先にどうぞ。

〇〇委員 そうしますと、1回目の業者さんと2回目の業者さん、区内の業者がどれだけなのかということをお教えいただけますか。

〇契約担当係長 1回目も全て区内業者を8者指名してございまして、こちらの主な辞退理由でございますけれども、こちらでも作業員の配置が困難ですとか、代理人が他の工事に従事しており配置が困難ですとか、下請業者の都合がつかないといった予定でございました。また、2回目の入札でございましたが、こちらでも8者全て区内業者でございます。

〇〇委員 どうもありがとうございます。

そして、松本工業株式会社さんが落札したということなんですね。100%ということ。

〇契約担当係長 そうです。

〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇会長 〇委員、よろしいですか。

〇〇委員 1回目、2回目なんですけれども、別に、〇委員からのオーダーで送っていただいた資料を今見ているんですけれども、ここにある業者になるということでしょうかね。

そうですね。村田・セントラルとか、シンコーとか、吉田設備とか。

〇契約担当係長 こちらの資料に記載してございますのは、ここに落札実績があった業者でございまして、ここ以外にも指名をしているところでございます。

〇〇委員 分かりました。

〇〇会長 この予定価格の立て方はどういうふうにされたんですか。

〇機械設備係長 営繕課の向吉と申します。予定価格は、営繕課の自主設計で設計を行いまして、予定価格を決めております。見積りは取っておりません。

〇〇会長 そうすると、でもかなり難しいと思うんですが、ほとんどこれは、イトーキとかTOTOの商品を使用し工事するという感じですよ、基本的には。だから、原材料費か何かの調達と工事費から成るので、これは仕様書では例えば、TOTO相当とか、イトーキ相当とか、何か書いてあるんでしょうね。資料はちょっとないですけど。

〇機械設備係長 図面に、参考型番としてTOTOの型番が書いてあります。

〇〇会長 なるほどね。

ほかの委員、どうですか。

この不参加理由というのは何ですか。不参加だというのは、不参加というのは、要するに、電子入札にも札を入れなかったということですよね。

毎年議論になるんですが、指名競争されて不参加というのはちょっとモラル的にどうかという議論が毎年あるんですが、いかがでしょうか。

〇契約担当係長 不参加の事業者でございますが、こちらは辞退を申し出ている事業者と異なりまして、特に、言い方を悪く言えば反応がないということでございます、特に理由等もこちらでは把握してはございません。

〇〇会長 でも、そういう業者はもともと指名にはいけないんじゃないでしょうかね。指名競争に意味がないですよ。

〇契約担当係長 なるべくそのような、全者不参ですとか、辞退というような状態を避けるためになるべく多くの事業者さんについて、指名を行いまして、そういった状態はなるべく回避しようと考えているところでございます。

〇〇会長 いや、辞退はいいんですよ。辞退は、入札して結局検討して、辞退の札を入れるということですからいいんですが、不参加というのは、もともと指名された時点でむしろ、ちょっと今回は無理ですといってもらったほうがよかったんじゃないかということなんです。

〇契約担当係長 契約担当の岡ですけれども、不参を繰り返しますと指名停止の事由に該当させることができることとなっております、できる限り不参はしないようにという注意はしているところではございます。

〇〇会長 そうですか。それじゃあ、業者が承知されているとすれば、了解しました。

ほか、ないですか。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 もう一ついいですか。

すみません。頂きました資料を拝見いたしますと、こちらの受注状況、この松本工業さんは、もう一つ別なものも受注をしていて、全部で約9,000万円の受注をしているところというところで、同じところだというのは間違いないようでしょうか。

〇契約担当係長 空調ですと、その他、永福三丁目複合施設の給排水工事です。

〇経理課長 永福三丁目の複合庁舎が約8,500万円、今回のを合わせると約9,000万円の受

注をした実績がございます。

〇〇委員 そうすると、こちらの単独では、こちらのもともとの落札の予定の金額がとても低くなっているということは、ほかのところが出せないような、低さになっているということは考えられないのかなというふうに思ったところなんです。先ほどご自身で見積りをしているというところで、もう一つのほうは、ほかの第3者が関わっているけど、こちらには関わっていないという、そういうご説明で間違いないようでしょうか。

〇機械設備係長 区の積算です。

〇〇委員 区で行ったということでしょうか。

〇機械設備係長 区で積算を行って。

〇〇会長 これは、事前公表ですよ。

〇経理課長 そうです。

〇〇会長 事前公表だから、多分、この戦略が取れるんだと思います。

〇〇委員 分かりました。

〇〇会長 じゃあ、最後の和田堀公園のほうに移りたいと思いますが、これもなかなか、ややこしい問題がありますが、いかがでしょうか。先生方。

これは、予定価格は非公表のためこの会場では言えない話なんですけれども。

〇委員、どうぞ。

〇〇委員 この辞退の理由をちょっとお伺いしたいんですけど。

〇契約担当係長 こちら、現場代理人が、他の工事に携わっているというものと、あと部材の仕入が不可能なためということでした。

〇〇委員 これは、特殊なものを使っているということなんでしょうか。部材の仕入が難しいというのが、理由がよく分からないんですけど。

〇機械設備係長 一般的なTOTOとかLIXILの製品ではなくて、一般的に売っていない部材となります。難しい製品だというのは認知しております。シャワーヘッドについてです。

〇〇会長 〇委員。

〇〇委員 この受託したのが田中興産で、先ほど不参加の業者さんだと思うんですけども、この、当年度に200万円ぐらいですか、受注しているということで、もう1件50万円ぐらいの案件を受注しているんだろうと思うんですけども、この業者さんは、ほかの指名で不参加とか、そういったことはされていない。先ほどのものが初めての不参加というふう

になるのでしょうか。

○契約担当係長 初めてかどうかというところまで、すぐには分かりかねますが、もう1件、見積競争で委員がおっしゃっていただいたように受注をさせていただきます。

指名については。

○経理課長 すみません、今調べさせていただきます。

○○会長 そうすると、これは取り替える前の工事も田中興産がやったということですかね。

○経理課長 本案件とそれ以外の工事の実績については、すみません、把握してございません。

○○会長 ほか、ご質問ありますか。

じゃあ、○委員、どうぞ。

○○委員 シャワーヘッド等取替工事というふうになっていますが、等の中に何が入っているのでしょうか。

○経理課長 本工事では、電磁弁と、あと温度センサーの部品を一部交換しています。

○○委員 その中に、シャワーヘッドが特殊なものだということなんですか。

○経理課長 今回、特殊性があるのは、今、委員のおっしゃるとおり、シャワーヘッドになっています。

○○委員 田中興産は、特に問題なくそれは調達できたということなんですか。何が他者と田中興産とで違うのか。調達に当たって違うのかですね。

○機械設備係長 入札の結果調達できたということですので、その辺の細かい内容については、分かりません。

○○会長 ○委員、どうぞ。

○○委員 調達に当たって、それが容易かどうか、例えば部材へのアクセスが容易な者とそうじゃない者がいた場合に、そこが参入障壁になり得るわけですので、その状況を把握されているかどうかということなんですけれども。

○機械設備係長 すみません、それは把握していません。

シャワー自体がユニットでして、そのシャワーユニットのメーカーと直接やり取りすれば調達はできると思います。型番から探せばメーカーは分かると思うんですけど。努力して探せば、メーカーは特定できると思います。特に技術的に難しいところではありません。

○○委員 分かりました。じゃあ、先ほどの辞退の理由として、部材の調達が難しいとい

うふうに回答された方は、そういう努力をすること自体が面倒だということだったんですかね。

○経理課長 その先はちょっと突っ込んで聞いていないものですから、相手方が辞退理由で返ってきた内容についてご報告をさせていただいた次第です。

○○委員 分かりました。

○○会長 特注のものではないということのようですよね。

よろしいですかね。今の案件は。

○経理課長 あと、先ほどの田中興産の他の案件への申込状況ですね。今、出ました。

○契約担当係長 全て数までは言えないですけども、田中興産なんですけれども、昨年度は10件ほど指名を行わせていただきまして、そのうち2件受注をしてございます。その他の参加状況ですが、ちょっと今、全ては見切れなかったんですけど、不参加又は辞退ばかりではなく、応札しているものもございます。

以上でございます。

○○会長 工事案件は、若干ちょっと辞退であるとか、不参加というのは、手続的にはあまりよろしくないと思いますが、契約金額並びに方法自身がおかしいというほどのものではないというふうに判断いたしますが、次の、取りあえず委託審議案件に移ってよろしいでしょうか。

では、3案件ありますが、それについて、まず、ご説明を事務局のほうからお願いいたします。

○経理課長 分かりました。それでは、委託審議案件3件について、ご報告をさせていただきます。

まず、一つ目の杉並区安全パトロール業務委託、こちらは長期継続契約の方式でございます。

入札の見積経過調書につきましては、資料13-1の資料をご覧ください。なお、発注公告文も付いてございますので、こちらは資料13-2をご覧ください。

まず、予定価格でございますが、非公表 円、税抜の価格でございまして、契約期間は3年。

日程は、平成31年2月4日公告、平成31年2月25日に開札をいたしました。

入札の方式は、一般競争入札でございました。入札には2者参加してございまして、2者とも区外事業者でございます。

第1回目の入札では、シンテイ警備株式会社が落札をし、契約を締結したところでございます。

業務の内容でございます。警察車両仕様の白黒ツートンの車両、これは青色回転灯を装備した車両でございまして、これにより区内を巡回し、資源の持ち去り監視、もしくは路上喫煙防止パトロール、さらには防犯パトロール、区立公園、駅前広場等の夜間パトロールの業務を行う内容でございます。

なお、その他の情報といたしまして、令和2年度からは資源持ち去り監視パトロールは廃止いたしまして、この業務をやっていた巡回時間を防犯パトロールというふうに変更しているところでございます。

続きまして、2の東田中学校給食調理業務委託について、ご説明をいたします。資料といたしましては、入札見積経過調書13-5をご覧ください。

それでは、予定価格でございますが、非公表円税込の価格でございます。

日程ですが、平成31年2月15日に指名を行いました。平成31年2月26日に開札を行いました。

入札方式は、指名競争入札です。

入札は、28者を指名してございます。これは全て区外業者でございました。入札の結果、予定価格を超過したため、2回目入札にしましたが、落札に至りませんでした。これによりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低価格を提示した東京ケータリング株式会社と減価交渉を行い、随意契約を締結したところでございます。

1回目の応札状況ですが、8者、辞退が17者、不参が3者でございました。2回目の応札状況ですが、辞退が4者、不参が3者の経過をたどってございます。業務の内容につきましては、東田中学校における給食調理業務でございます。

3点目の、杉並区立こすもす生活園給食調理業務委託（単価契約）について、ご説明いたします。

こちらは、単価契約でございます。資料につきましては、入札見積経過書資料13-7をご覧ください。

予定価格は、非公表円、金額は税抜でございます。

日程は、平成31年1月30日に指名を行いまして、平成31年2月8日に開札を行いました。これは、契約方式は見積競争でございまして、13者を指名したところです。これも全て区外業者を指名いたしました。

見積競争の結果、予定価格を超過いたしましたので、2回目まで入札をしましたが、落札に至らなかったことから、先ほどと同様、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づきまして、最低価格を提示した株式会社東京天竜と区は減価交渉を行いまして、随意契約を締結したところでございます。

こちらの業務内容につきましては、こすもす生活園に通所される方の給食調理業務の委託でございますが、このこすもす生活園というのは、障害を持った方の生活介護ですとか、あるいは自立訓練などを行うそういう施設でございます。

私からは、以上です。

〇〇会長 ありがとうございます。3件とも残念ながら区外業者が受注されているんですが、気になったことは、仕様書等において、区内で参加要件を満たす業者はもともと存在していなかったんでしょうか。この3件とも。それをまず確認させてください。

〇経理課長 まず、杉並区安全パトロール業務委託について、ご質問にお答えしますけれども、参加資格を有する区内事業者は2者ございました。ですが、実際には区外業者のみが参加を申し込みされたところでございます。

それから、給食調理業務につきましては、2件ほど、今回選定していただきましたが、いずれも区内には給食調理業務の業種が存在してございません。そのため、区外業者のみの参加になったところでございます。

〇〇会長 そうすると、区内は2者、この若干厳しそうな条件、電子調達サービスの格付A級300番以内というのは、いたわけですよ。であれば、もともとの区の方針から言えば、これは区域内のパトロールなんだから、余計、区内業者のほうがこういう業務には向いているのではないかというような解釈もできるかと思いますが、そこら辺は何らかの働きかけは難しいにしても、一般競争ですか、これは。

〇経理課長 これは一般競争です。

〇〇会長 一般競争ですからね。難しいと思いますが、これは、従来からひよっとすると、このシンテイ警備が、前も継続ですか。前の業者はどこでしょうか。

〇経理課長 こちらの案件は、以前はプロポーザルによりまして、事業者を募った経過がございます。

〇〇会長 そこはどこですか。

〇経理課長 そのときには、シンテイ警備株式会社。

〇〇会長 ですよ。



○経理課長 それで、それ以降、平成18年以降、ずっと現在に至るまでシンテイ警備が受注してございます。

過去には、他の業者が取っていた実績もございました。

○○会長 分かるんです。だから、もう少し考えたいのは、例えばパトロール業務が大きく2パターンに分かれているので、例えば区内業者も参入できたのではないかとか、いろいろ考えるところもあります。これは政策に係る領域ですから、我々は踏み込みませんが、少し気になった点は何でしょうかね。パトロールのこれは、ずっと継続して夜間やっているということなんですかね。この仕様書を読みますと。常時やるんですか。夜間の間は。

○地域安全担当係長 危機管理対策課澤口と申します。

夜間につきましては、公園の巡回及び駅前広場、高円寺の駅前広場の巡回を、基本的には365日夜間巡回するような業務になっております。

○○会長 いや、ですから分かるんですが、365日なんですか、ずっと巡回してパトロールを回っているんですか。それとも、15分に1回回っているんですかとか、そういうことなんですか。

○地域安全担当係長 基本は、主要な公園等を、まず行ってそこで公園の中を見回って、そこを一旦終わって、また次の公園に行ってということをずっと繰り返しております。当然休憩も取りますけれども、基本は車で移動して、行った公園のところを巡回して、また次の公園に行くというような業務が主な業務になっております。

○○会長 この場合、一番気になるのは、警察とか、自主防衛組織との業務分担ですね。これはどうなっているのでしょうかね。

○地域安全担当係長 夜間の業務の。

○○会長 夜間、夜間でも若干、深夜帯に入るまでの自主防犯組織というのがありますし、あるいは警察も当然、交番があると思うんですが、そういう関係者との業務分担というのはあるのでしょうか。

○地域安全担当係長 基本的には、防犯パトロールについては、警察と協力しながらやらせていただいております。例えば、事件、事故等あった、例えば、犯罪が起きそうな事案があったという場合については、ここを重点的に回ってくださいと警察のほうからご指示があった場合は、それに協力するようなことも当然ありますけれども、あとは、自主防犯団体と一緒にパトロールをするということも全体の業務の中には組み込まれておりますの

で、協力関係にあるというところでございます。

〇〇会長 あと、予定価格はどうやって算定されていますか。

〇契約担当係長 契約担当の岡と申します。よろしく申し上げます。

予定価格につきましては、参加事業者のシンテイ警備株式会社、あと今回の入札には参加しておりませんが、第一総合警備保障会社の2者から取りまして、安価のほうのシンテイ警備の見積書を採用し、予定価格としております。

以上でございます。

〇〇会長 それは、見積額と同額なんですか。予定価格は。

〇契約担当係長 同額でございます。

〇〇会長 それは、まずいんじゃないでしょうかね。全く査定するところがなかったという立証はあるんでしょうか。

これは当然、長期継続契約で、過去の累積的な……。

( 通信状態に不具合が生じ、復旧作業のために通信を一時切断 )

( 通信再開 )

〇〇会長 今の質問と、〇委員が先ほどおっしゃっていた質問は聞こえていましたか。自動車を3年で潰すような積算になっているのか、要するにどこの業者が取るか分からないんだから、自動車の費用の積算はどうなっているんでしょうかというような、重要なご指摘だと思います。

〇経理課長 分かりました。

まず、予定価格のほうが最初にあったと思いますけれども、予定価格につきましては、先ほど、業者から見積りを取っているという説明をさせていただきましたが、最終的には、区として、その見積りを参考にして予定価格とすべき金額を区が判断してございます。結果として落札率はこうなっているものです。

〇〇会長 そう理解していますけど、その査定はどういうふうにされたんですかということ。実質的に同じ金額であれば、実質的な査定はなかったと見られるんじゃないですかということ。です。

〇経理課長 内容としては、見積りの中の人件費相当ですとか、他のいろんな業務実績との横並びを確認して、齟齬はないだろうということで、最終的に予定価格とした経緯はございます。

〇〇会長 それは、説明責任としては、あまり合理的ではないですね。少なくとも私はそ

ういう印象を持ちますが。

ちょっと今の説明は納得できないですね。外部評価委員会としては、少なくとも。それで、それはなぜかという、○委員の質問にまともに答えていただければ、まだ可能かもしれないですね。

○経理課長 分かりました。車両の話も含めてですね。

○○会長 車の車両費ね。

○地域安全担当係長 車については、基本はリースで契約していただいて、車両の改造費を……。

○○会長 リースも3年になっているんですか。3年のリースなんですか。

○地域安全担当係長 そうです。基本、走行距離がすごく多いものですから、基本3年で終わってしまうぐらいの運用です。

○○会長 3年で潰すということになっているんですか。でも、本当にそれは確認されているんですかということです。

○地域安全担当係長 確認しております。

○○会長 3年で潰しているんですか。

○地域安全担当係長 また、新しく改造するために、車検を更新しなければいけませんので、警察に届出したりする業務のため区のほうに書類を頂いていますので。

○○会長 そうすると、リースと新車との、要するに比較はされたんですか。

○地域安全担当係長 リースでしか考えておりません。

○○会長 それは、まずいですよね。リースというのは結構最近もうけていますから、ひょっとすると新車で、要するに安くしてもらったほうが効率的かもしれませんよね。今のはちょっと説明としてはあまり信頼性が、まだ不足ですね。

要するに、リース会社はもうけないといけないですからね。キャピタルリースとかになると、ほとんど変わらないわけですよ。新規の場合と。だから本当に得かどうかは分からないと思いますよ。多分、○委員も同じ考え方もかもしれませんが。

だから、今の説明は、取りあえず今日はいいかもしれませんが、相当問題が絡んでいるという理解を我々はしています。

○経理課長 今、二つご指摘をいただきました。長期継続としながら、いわゆる車両の減価償却を考えると、購入した場合の比較など3年間で適切な予定価格の設定になっているかというような観点が弱い点。またそのことも含め、予定価格設定の参考とする見積書の

査定が甘いのではないかという点。それをきちんと肝に銘じてまいります。

〇〇会長 今後検討、要検討事項だと思います。

〇経理課長 了解いたしました。ありがとうございます。

〇〇会長 それで、給食調理はまとめてでもいいと思いますが、いかがでしょうか。ほかの委員の方。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 こちらも、前回の落札業者と価格を教えてくださいませんか。

〇経理課長 これは、両施設ともということ。2業務とも。

〇契約担当係長 契約担当、岡です。

まず、東田中のほうの契約金額ですが、昨年度は2,100万円でございます。

〇〇委員 業者はどこですか。

〇契約担当係長 業者さんは、東京ケータリングになります。

こすもす生活園のほうですが、31年度が、これは予定総価になりますけども、1,449万2,034円で、こちらも同じく東京天竜でございます。

以上でございます。

〇〇会長 〇委員、どうぞ。

〇〇委員 東田中学校のほうですけれども、一度に28業者指名をしています。これだけの数、業者を指名した理由というのはどういうことでしょうか。例年これぐらい、この業務については指名されているのでしょうか。

〇経理課長 今、東田中学校のご質問ですけれども、こちらは、まず給食業務という特殊性から、一旦所管課のほうで、どこの業者を参加させるかというのは審査を行いまして、審査を通ったところが、今回28者ございました。その28者に対して、今度は価格競争ということで、東田中学校の調理業務について札を入れていただくために28者の指名があったというふうにご理解いただけたらと思います。

〇〇委員 応札は1者のみだったわけですから、この28者を選び出した作業と、それから価格競争させるという意図と、全く無意味になってしまったということになりますけれども、そこがもう、ここ例年そういう状況なののでしょうか。

〇経理課長 この28者につきましては、区内の給食調理業務を行っている学校全てに対して、入札ができる資格として、先に審査をしてございます。要するに適した業者かどうかというのを事前に審査をします。その上で、参加資格がありますよということで、今回の

案件を含めてご案内をしています。その結果、業者によっては、自分の意図するところであれば応札の札を入れますし、例えばほかの仕事を取っていたり、ほかを狙っているようなことがあれば、一応、辞退という札を入れるというのがこの業種の委託では特徴になっているところがございます。ちょっと手間はかかってはおりますけども、そういう形で毎年、中学校等の給食業務の委託を順次入札をしているところです。

〇〇委員 この給食調理業務委託は、どこの学校だったらどこの業者というふうに、固定されているような、そういう状況ですか。全体的に。

〇経理課長 少々お待ちください。

〇保健給食係 学務課の内野と申します。よろしくお願いします。

今年度は6校入札がありまして、その結果、3校で業者が変更になっております。この業者が、今後、履行評価の確認を経て、4回まで更新することができるとなっております。

〇〇会長 ほか、よろしいですかね。

これは給食で毎年度、業務の性格上やるということは、分からないわけではないですし、共同調理もあるから今、6校とかそういう話になっているんですね。多分、恐らくね。

よろしいですか。

〇経理課長 杉並の場合は、全部の単独校で、自校で調理を行います。

〇〇会長 そうすると、なぜ入札が6校だけだったんですか。もっと多くなるんじゃないのですか。

〇経理課長 先ほど担当者からも説明があったとおり、一度入札した学校につきましては、その履行状況が優れていれば、4回、要するに随意契約で更新できます。そもそも給食の調理委託が一斉に始まっていませんので、その始まった時期によって、受注が出てくる件数が異なっているというふうになってございます。

〇〇会長 なるほど。了解しました。ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

じゃあ、取りあえず、時間の関係もありますので、物品の購入契約に移りたいと思います。これにつきまして、説明をお願いいたします。

〇経理課長 それでは、物品購入の案件について、ご説明をさせていただきます。資料は、今の委託案件の下にございますので、そちらの資料も併せてご覧ください。

まず、折り畳み式防鳥用ボックスの購入、こちらは単価契約の案件でございます。入札見積経過調書につきましては、資料13-12をご覧ください。

日程につきましては、令和元年4月8日に指名を行いまして、同年4月22日に開札をしたところでございます。

契約の方式は、見積競争入札で行いました。

予定価格は、これは非公表となっております。

それから、参加事業者につきましては、区内が6者、区外が3者参加したところです。

この購入契約の概要でございますが、ボックスの大きさにつきましては、2種類ございました。そのため、見積競争におきましては、それぞれの単価に、税抜の単価に年間の予定数量を掛けて予定総価により競争を行ったものでございます。

すみません、資料の順番が逆になって申し訳ございません。資料の1番目のソフトウェア購入の説明をさせていただきます。

こちらの入札見積経過調書につきましては、資料13-9をご覧ください。

日程は、令和元年6月26日に公告を行いまして、同年の7月16日に開札をいたしました。

契約の方式ですけれども、一般競争入札で行いました。

予定価格につきましては、非公表でございます。

参加事業者につきましては、区内が1者、区外が4者でございました。

案件の概要でございますけれども、発注公告文の概要のほうにちょっと記載をさせていただいてございます。こちら、マイクロソフト社、トレンドマイクロ社の記載させていただきましたソフトウェアにつきまして、教育機関向けの1年間のライセンス購入を行ったものでございます。

物品購入についての案件のご説明は以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、この2件のうち、どちらからでもいいと思いますが、そのソフトウェアのほうからでもやりましょうか。

これは、まず、期限は何か中途半端な納入期限になっているのは、これは予算の関係ですか。何か、ややちょっとこれだと。9月からですよ。使えるのは。そこで、システム切替えか何かになったんですかね。

〇経理課長 今、担当から説明をさせていただきます。

〇学校ICT担当係長 毎年、夏休みに更新をかけるような予定になっていまして、夏休み期間にやるということで、なるべく学校の授業に影響を及ぼさないような形で、ライセンスの更新を行っています。

〇〇会長 これは、でも、これは毎年1年ずつ更新という、これがいいのかな。これは、多分、〇委員のほうが。

〇〇委員 実際は、毎年、更新されているんですか。

〇学校ICT担当係長 毎年更新でございます。

〇〇委員 単年度じゃなければいけない。複数年度での契約とかはできないものですか。

〇学校ICT担当係長 予算の関係上、1年でやっているというのが実情です。

〇〇委員 とすると、複数年度だとこのくらいという積算は出されているのですか。

〇学校ICT担当係長 今回は特に出していないです。

〇〇委員 それで、複数年度で、あまり非常に安くなる状況であれば、そういった形に変える必要があるんじゃないのでしょうか。

それはなぜ単年度で通していけるんですか。

〇〇会長 通常3年のほうが安いと思いますけどね。

〇学校ICT担当係長 3年に1回、大きなお金が生じてしまうところがいいのか、毎年毎年、1年更新でいくかというところは、こちらでは、なかなか判断のできないところです。

〇〇会長 そうでしょうね。

教育委員会としては、そうだと思いますけれども。

〇〇委員 区も同じ単年度更新ですか。

〇経理課長 情報政策をつかさどっている所管が今日来ていないのですが、私の知り得るところでは、複数年契約で例えばパソコンの借入れを行って、それに合わせて、ソフトウェアアプリケーションもリースしているというふうに認識してございます。

〇〇委員 毎年のほうがアップするのにいいという、今の進み具合からしていいという場面もありますので、どちらがいいかというのはやはり両方精査した上で、検討されたほうがいいのかなというふうには思います。

〇経理課長 先ほどの私の説明を補足しますが、区は、幾つかのグループに分けて、パソコンなんかのリースを行い、1グループ例えば5年間借りる契約をし、翌年にまた次のグループが同数ぐらい入替えするなどして、全体を数年かけて入れ替えております。今年もちょうど今、リースの入替えをしておりますので、そういう意味では経費の平準化を図っております。教育委員会はそういう意味では、職員と比べると母数が少ないということで、こういうやり方をしているのかもしれませんがね。

〇学校ICT担当係長 ハードウェアのリースについては、同様に、長期のリース、大体

4年のリースでやってございまして、このソフトウェア、マイクロソフトの主にエクセルとか、パワポなんかのセットと、トレンドマイクロのウイルス対策ソフトなんですけど、このライセンスについては、毎年度更新しているような状況にあります。

〇〇会長 半分了解したような感じですけど。

この防鳥用ボックスのほうはいかがでしょうか。ほかの委員の方。

これは、でも区内業者もいたわけなんですけど、これはどうして駄目だったんですかね。これは特殊なものなんですか。

〇杉並清掃事務所管理係長 杉並清掃事務所の武田と申します。よろしくお願ひいたします。

これは、ほぼ特注品に近くて、製造していますのが岐阜県にある業者の商品になります。それと同等品のものという形で入札にかけておりますので、なかなか、区内業者ですと指名競争入札のほうの業者の数が確保できないところと、あと、この製品を独占的に販売している業者さんがいらっしゃるということで、それが今回落札しているような業者さんなんですけれども、そういった形で、区内業者で直接それを製造しているところはないというのが実情になっています。

〇〇会長 そうすると、もともとこれは、かなり落札は困難だったということですか。

〇杉並清掃事務所管理係長 以前ですと、ちょっと特注品ということで、1者随契でやっていた時代もございましたが、やはりこれは公平性というところと、あと類似品が出ているので、その競争性ということで、昨年度からですかね。入札という形、見積競争という形を取らせていただいています。

〇〇会長 分かりました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

〇委員、どうぞ。

〇〇委員 今のご説明で、類似品もあるというふうにおっしゃっていましたがけれども、緑色の組立式というか、その中にごみを入れてぽこっと蓋をするような、緑色のネットのごみ、ボックスですよ。あれこのとですよ。

〇杉並清掃事務所管理係長 区内のまちなかに幾つか点在していると思います。そちらです。

〇〇委員 見かけますけれど。ですから、この岐阜県の業者が作っているもの以外にも作っている、同じような機能を持つボックスは存在するということですね。それでも別に構



わないということですよ。

○杉並清掃事務所管理係長 それで、見積のほうを提出していただいて、今回落札している業者が出たという形になりますので、類似品を製作している業者も今回、見積競争には参加しております。

○○委員 実は大田区のほうで、杉並区ではないですけども、大田区の区内事業者が、やはり同じようなものを開発していて、それを導入するというを前に大田区長がお話されていて、なので、もう少し安く、同じような機能を持つものというのは、調達できる、そういう、別にそんな複雑なものでは全くありませんからね、あのボックスは。です。もう少し安く調達できる余地というのが多分にありそうだったなというふうに思います。

○杉並清掃事務所管理係長 委員がおっしゃるとおり、これからもいろんなものを調査して、こちらでも検討してまいりたいと思います。これを導入したのが、平成14年度ぐらいからなんですけれども、当初、重たいとか、高齢者の方が持ち運びにくいとか、あと耐久性に問題あるとか、いろいろな課題がございまして、ここ数年入れているものが、その辺が大分クリアされているという、そういう条件もございまして、安くて劣化が激しいものというのは、やはり導入しがたいところがございますから、その辺を含めて研究してまいりたいと思います。

○○会長 これは、単価は幾らぐらいなんですか。

○杉並清掃事務所管理係長 大きいほうが税抜で1万9,995円、小さいほうが1万4,895円です。

○○会長 なるほど、分かりました。

○委員、何かございますか。

○○委員 戻って、前のところでもいいですか。

○○会長 戻っていただいても構いません。

○○委員 前回は大塚商会だったんですかね。

○○会長 ソフトウェアの話ですね。たしかそうだったと思います。

○○委員 何かそんな記憶があるんですけど、前にも選ばれている。

○経理課長 前回は大塚商会、そのとおりです。LA事業部公共グループ、こちらが受注しています。

○○委員 この辺、どうなんです。業者はいっぱいありそうなんです。別に、ここがっ

くっているわけではなくて、マイクロソフトとかですから、どうなんですかね。安くできるなら、大塚商会在たくさん売っているから安く仕入れられて、安いということなんですか。ただ、ライオンというのは、そんなに値段が変わっていない。

○経理課長 どのぐらい、いわゆる仕入できるかということもあるでしょうし、どのくらい提供しているかというのはあると思いますので、その辺は事業者さんの、それこそノウハウだとは思っています。確かに、こういうソフトウェアの購入というのは区の業務も増えていますので、大塚商会やライオン以外にも、区外業者は参入してくる傾向が見受けられているところです。

○○委員 その単価については、ほかの区とか調べられているんでしょうか。仕入単価ですね。この入札だけのあれで、幾らという前に、もともと市場のそういう、学校で使っているのは幾らぐらいでやっているのかというのは、それ以前のことだと思うんですけど。

○経理課長 それは、予定価格の積算に当たってということでしょうか。

○○委員 そうですね。

○学校ICT担当係長 自治体によって、使用する機種、いわゆるパソコンの製品ですとか、あと、サーバーの関係なんかも全く違ってくるので、全くうちと同じ使用環境で使われているところがないと思われまますので、単純に比較はできないと思います。

○○会長 予定価格はちょっと言えないと思いますが、予定価格に対してこれは、今回の落札額はどれぐらいだったんですか。50%ぐらいですか。予定価格はおっしゃっていたかなくていいですけども、通常役所の場合は、かなりダンピングしますよね。

私の経験では、5割ぐらいになると思いますけれども。

○経理課長 ちょっとお待ちください。

お手元の資料の、12の物品審議案件のところに、落札率が出ておりますけれども、予定価格に対して 非公表 %です。

○○会長 それはまずいですね。それはおかしいですよ。そこはね、普通は公共機関並びに教育機関の場合は、大体予定価格を高めに立てて、その半額ぐらいですね。多くの公共機関並びに教育機関は。だから、これはちょっと、入札を調達方法としてはかなり下手ですね。はっきり言いますが、違法ではないですけど。

○経理課長 ただ、予定価格は、私どもの積算に対する結果で。

○○会長 いや、そうですけど。それは了解しています。違法ではないですけども。これは、確かに○委員がおっしゃるように、ほかの区に聞かれると分かります。

いいですよ。

○学校ICT担当係長 ライセンスについては、教育機関向けの専用のライセンスなので。

○○会長 分かります。その辺の単価を使っているということも分かっています。

じゃあ、今までのところを通じて、ご意見ありますか。一応、一番、我々としては違法ではないんだけど、問題点だと思われることは、先ほど申し上げた例の警備の問題と、今回のソフトウェアの購入については、もうちょっと検討、再検討されてもいいんじゃないかということは、意見として申し上げたいと思いますけどね。

別に、違法であったとか、あるいは入札が適正でなかったということではないですけども、区の今後の契約の効率化であるとか、改善にとっては検討課題ではないかというのが、取りあえず今日の議論で出てきたところですけど、ほかに、ほかの委員から追加があるかもしれません。どうぞ。

○委員、○委員、○委員、○委員、ございましたら何なり、申し上げてくださったら。

○委員。

○○委員 このサンプルで選んだものとは直接関係ないですが、私のほうでご依頼した、受注の状況ですか。これはマクロ的な分析なので、それをもって個々にどうというのはないんですけども、見るところ、例えば、道路舗装とか建設工事なんかは、大体、順位とか金額的なものもそんな変化がないという。それがちょっと区のほうでは、どういうことをやっているのかとか分からないと思うので、直接どうこうというのは言えないと思うので、大体、傾向で受注しているという面、領域もありますので、そこはちょっと注意が必要かなというところですかね。もうちょっと落札率とか個々の業者ごとにどうか、ちょっと今回は分析の時間がなかったんですけども、そういうのをやってみると何か出てくる可能性もあるということで、来年に向けて、私も時間があれば今回のデータで、今、データ分析というのがはやっていますので、そういうのをちょっとやってみたいなとは思っておりますので、また来年、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○○会長 ぜひ、○委員、お願ひいたします。

それでは、今日の議題は、一応これで終了いたしましたので、行政管理担当課長にお戻しいたします。

○行政管理担当課長 ありがとうございます。

それでは、本日も、どうもありがとうございました。事務局から事務連絡がございます。

まず、前回の第4回でもお知らせさせていただきましたが、外部評価表につきまして、ヒアリングやご質問等を踏まえまして、12月21日、月曜日までにご提出をいただければと思います。

次に、来年になりますが、第6回外部評価委員会の開催についてのご案内をさせていただきます。スケジュールはこれから調整させていただきますが、来年の1月頃、第6回外部評価委員会を開催させていただきます。

2点ほどちょっとご相談がございます。まず、第6回の開催方法についてですけれども、これまでと同様にオンラインでの開催でよろしいでしょうか。

( 了承 )

よろしいですかね。もう全員、ご了承いただくということで、第6回についてもオンラインで開催させていただければと思います。

引き続きまして、次回、出席する所管課職員についてのご相談でございます。ただいま、次回もオンラインでの開催でご決定いただいたことを踏まえまして、事務局としては、会議時間を昨年よりも短縮したほうが良いと考えております。昨年度は、事務事業評価について所管課ヒアリングを行っていなかったこともあって、最後の第5回で所管課職員が出席しておりましたが、今年度は事務事業評価につきましてもヒアリングを行ったことから、事務事業評価については、次回の外部評価委員会でも原則として所管課職員の出席不要とてはいかがでしょうかと、ご提案させていただくものでございます。

なお、施策評価や財団等経営評価につきましては、昨年度と同様に所管課職員の出席を求める予定でございます。

以上、ご相談でございます。

会長、よろしいでしょうか。

〇〇会長 ただ、事務事業評価をやっていただいて特に問題があるという委員の方がおられれば、特別にまた出席していただくということで。

ですから、特に出席を求めるという意見があれば、その方は出ていただくと。

〇行政管理担当課長 原則として出席不要ということで、もし、どうしても出席が必要ということがございましたら、そのときお呼びするというところでよろしいでしょうか。

( 了承 )

ありがとうございます。

では、私からの事務連絡は以上でございまして、以上で本日の予定全て終了いたしますし

た。

次回、来年になります。年末というには少し早いんですけども、よいお年をお迎えいただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。